

入契法改正に関するお知らせ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）が改正され、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳として、材料費及び労務費等の記載が必要となりました。

改正に伴い水道局では、令和8年度以降「工事費等内訳書への材料費及び労務費等の記載確認」及び「労務費ダンピング調査」を実施する予定です。

詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。

1 工事費等内訳書への記載事項

改正法の施行により、全ての工事において、入札参加者は入札時に提出する工事費等内訳書に、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費※の記載が必要となりました。

※法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費

入契法（令和7年12月12日施行）

改正前

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

改正後

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

2 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者が提出した工事費等内訳書に記載されている直接工事費（労務費や材料費等の合計額）の金額が、当局の設計額の一定水準を下回る場合、書面等にて理由の確認を行う予定です。水準・対象案件等の詳細につきましては、後日改めてお知らせします。

3 関連情報

総務省 HP「公共工事の発注における入札金額の内訳について

https://www.soumu.go.jp/main_content/001041556.pdf

※別添1～3に材料費及び労務費等の記載例がございます

4 その他

材料費及び労務費等の記載確認を実施するまでの期間、材料費及び労務費等の記載不備による入札無効等の措置はございません。

記載不備等による措置の詳細につきましては、後日改めてお知らせします。